



**あなたの事業所のワーク・ライフ・バランス推進を応援する、
このような助成金制度等があります！**

名 称	内 容	問い合わせ先
職場意識改善助成金	職場意識改善に係る2カ年の計画を作成し、この計画に基づく措置を効果的に実施した中小企業の経営者に対して、助成金を支給する制度（1年度毎に最大100万円）	滋賀労働局 監督課 【住 所】 〒520-0057 滋賀県大津市御幸町6-6 【電話番号】 077-522-6649
事業所内保育施設設置・運営等支援助成金	従業員のための保育施設を事業所内に設置・増築・運営を行う経営者または経営者団体に、その費用の一部を負担する制度	滋賀労働局 雇用均等室 【住 所】 〒520-0051 滋賀県大津市梅林1丁目3-10 【電話番号】 077-523-1190
子育て期短時間勤務支援助成金	子育て期の従業員が利用できる育児短時間勤務制度を導入し、利用者が初めて出た経営者に対して助成金を支給する制度 <ul style="list-style-type: none"> 100人以下企業 1人目……………40万円 2人目以降(1人当たり)……………15万円 101人以上企業 1人目……………30万円 2人目以降(1人当たり)……………10万円 	
中小企業両立支援助成金	①代替要員確保コース(1人当たり 15万円) ②休業中能力アップコース(1人当たり 最大21万円) ③継続就業支援コース(1人目 40万円 2~5人目 15万円) ④中小企業子育て支援助成金(経過措置:育休 1人目 70万円 2~5人目 50万円) ※①、②は従業員300人以下 ③、④は従業員100人以下	
男性の育児休業取得奨励金	中小企業において、男性従業員が育児休業を取得した場合に、経営者に対して奨励金を支給する制度(1事業主、1回限り 20万円) 【主な要件】 <ul style="list-style-type: none"> 従業員300人以下 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録 育児休業を5日以上含み1週間以上連続した休業・休日等を取得 など 	滋賀県健康福祉部 子ども・青少年局 【住 所】 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1 【電話番号】 077-528-3561
滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度	ワーク・ライフ・バランスを推進している企業が県に登録し、県のホームページなどを通じて広報することにより、ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成と企業のイメージアップを図る制度 【登録要件】 次世代育成支援対策推進法に定める「一般事業主行動計画」を都道府県労働局に届出されていること	滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課 【住 所】 〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1 【電話番号】 077-528-3751



今までの仕事のやり方を見直してみることが第一歩です。
経営者と従業員が問題を共有して、できることから
始めてみませんか？

平成24年 11月
滋賀県商工観光労働部 労働雇用政策課
TEL:077-528-3751 FAX:077-528-4873

カエルのイラスト/タカノ キョウコ